

平成
19年度

足羽川ダムの 事業概要について

平成19年度は、部子川をダムサイトとする足羽川ダム計画に対し、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手続き、環境影響検討に必要な継続的な水理・水文調査及び補償基準提示に向けての現地調査等を実施します。

1

環境影響調査

ダム建設による環境影響を評価するために必要なダム及び貯水池周辺の環境の現状調査、影響の評価方法及びその保全対策等の調査・検討を継続して実施します。平成19年4月19日には、環境影響の評価をするのに先駆けて、学識経験者の先生方から技術的な助言をいただくために、福井市の福井厚生年金会館において、足羽川ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会の第1回委員会を開催しました。



2

補償調査

ダム建設により補償が必要となる土地の測量及び物件の調査を実施します。平成19年3月20日には、部子川ダム対策委員会と地元池田町及び国土交通省足羽川ダム工事事務所の三者で福井県を立会者として現地調査の立入りの合意の協定を締結しました。

立入り協定を締結した区域について、平成19年4月より用地測量（一筆調査）に着手しました。



3

地形地質調査

ダム諸元及びダム関連施設の設計に必要な地形及び地質調査を昨年に引き続き実施します。

4

施設計画検討

ダム及び周辺施設の計画等について、コスト縮減や社会環境対策等の視点から、さらに検討を実施します。

5

水理・水文調査

ダムの設計や検討に必要な水位・流量観測、雨量観測、河川の水質観測や気象観測等を継続して実施します。

6

生活再建対策調査

ダム建設により移転等が必要となる方々の生活再建対策のための調査を実施します。

水没予定地域の方々と用地調査等について合意

平成19年3月20日、国土交通省近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所、水没予定地の住民の方々と組織する部子川ダム対策委員会及び池田町は、福井県を立会人として、相互の信頼と協力のもと、円滑な調査の実施が図られるよう「足羽川ダム建設事業に係る調査の実施に関する協定」を締結しました。

協定書の調印は、池田町の能楽の里文化交流会館において、岩崎足羽川ダム工事事務所長、藤田部子川ダム対策委員長、杉本池田町長、名津井福井県河川課長が行い、署名・捺印後、四者により熱く握手が交わされました。



ダム事業及び水源地域対策の円滑な推進に向けて足羽川ダム建設事業推進協議会を開催

平成19年4月27日、国土交通省、福井県、池田町による、第二回足羽川ダム建設事業推進協議会を開催しました。

協議会は、年度当初の会議として次の報告事項の確認がなされました。

1. 前回からの経過及び平成19年度の事業計画（環境アセスメントの手続き予定、補償に関する調査の進め方、生活再建に向けた取り組み等）
2. 県が、水源地域対策特別措置法の適用を受けるための「ダム指定」の手続きをダム計画が確定した段階で行う予定であること。
3. 次回開催時期については、平成20年度概算要求時点で開催すること。

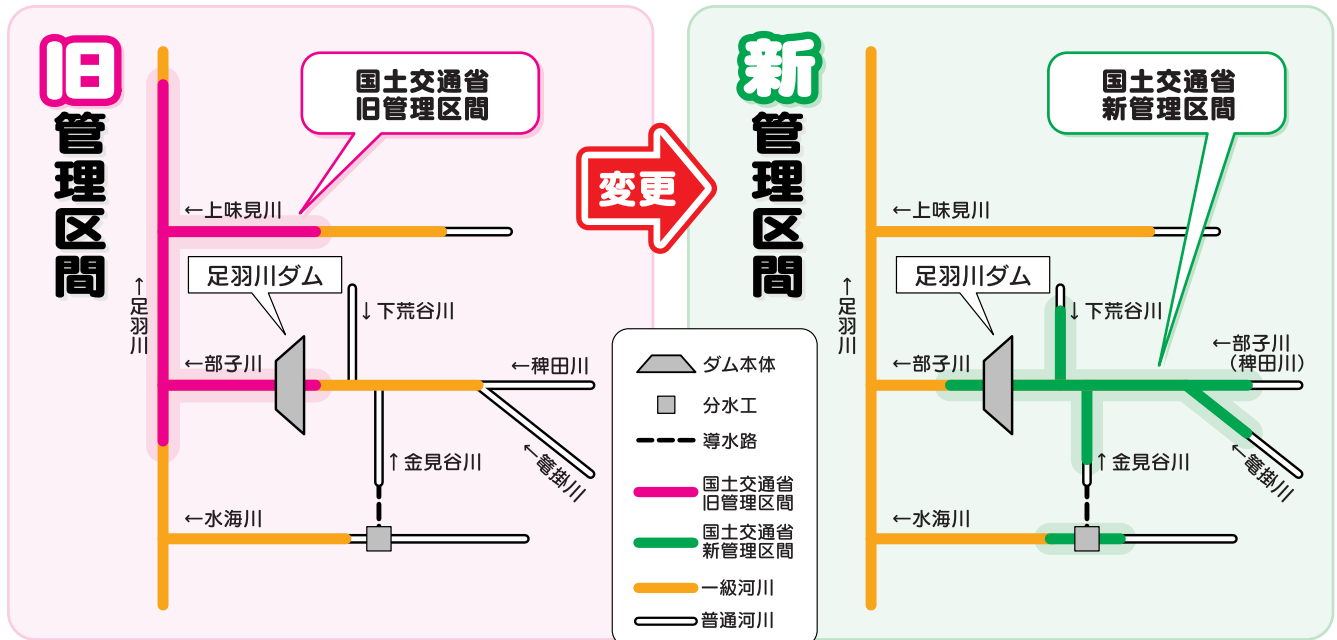


足羽川等の直轄管理区間が変更になりました。

平成19年2月15日に定められた九頭竜川水系河川整備計画に基づき足羽川ダムを整備するため、普通河川である水海川の上流の一部、金見谷川、下荒谷川、稗田川、籠掛川を一級河川に指定する、足羽川、部子川等の直轄管理区間の変更を4月19日に行いました。

今後は、新管理区間（下右図黄色区間）を福井県が管理し、新たに指定した部子川、水海川、金見谷川、下荒谷川、稗田川、籠掛川（下右図緑色区間）を国土交通省が管理することになります。

※イメージ図



【共同発行人】

国土交通省近畿地方整備局
足羽川ダム工事事務所

〒918-8239 福井市成和1-2111 ポラリスビル
TEL (0776) 27-0642 (代)
FAX (0776) 27-0643
<http://www.kkr.mlit.go.jp/asuwa/>

福井県土木部河川課
ダム建設・足羽川ダム対策室

〒910-8580 福井市大手3-17-1
TEL (0776) 20-0486
FAX (0776) 20-0696
<http://info.pref.fukui.jp/kasen/>

福井市建設部河川課

〒910-8511 福井市大手3-10-1
TEL (0776) 20-5492
FAX (0776) 20-5745
<http://www.city.fukui.lg.jp/d380/kasen/>

ご意見、ご感想等、みなさんの声をお寄せ下さい。
なお、足羽川ダム計画（案）は、次の国と県のホームページでもご紹介しています。